

## 関西大学大学院法務研究科法曹養成専攻 に対する認証評価結果の付記事項に関する検証結果

### I 検証結果

関西大学大学院法務研究科法曹養成専攻から提出された各種文書を検証した結果、2018年度の認証評価結果において、教育課程の編成・実施方針に基づく適切な教育課程の編成（評価の視点2-2）、授業科目の適切な分類及び系統的・段階的な配置（評価の視点2-5）、各授業科目の単位数の適切な設定（評価の視点2-13）に重大な問題が存在していると指摘した件については、概ね改善が図られたものと判断された。したがって、次年度以降の報告は要請しないこととする。

### II 総評

#### （1）検討結果報告書等の提出要請の趣旨

本協会は、2018年度の「関西大学大学院法務研究科法曹養成専攻に対する認証評価結果」（以下「認証評価結果」という。）において、①商法分野の科目が体系的に編成されておらず、系統的・段階的な履修に支障が生じること、及び②11科目において半期90分×15回の講義が確保されていないことという2件を重大な問題と捉え、勧告として指摘するとともに、いずれも可及的速やかに適切な措置を講ずることが求められることから、それぞれの対応状況に関する報告書を取りまとめ、改善が認められるまで毎年提出するよう要請した。

#### （2）2019年度に提出された資料

今年度、当該法科大学院より、本件に係る対応状況に関する報告書として「認証評価結果付記事項に関する報告書」及び根拠資料（「2019年度第13回法務研究科議事録（抜粋）」「2019年度法科大学院講義要項」等）が提出された。

#### （3）本協会による検証内容

本年度、本協会は、上記提出資料に基づき慎重に検証を行った。その結果明らかになった当該法科大学院の対応状況は、大要以下の通りである。

##### ①商法分野の科目に関する件

認証評価結果では、商法分野の科目が体系的に編成されておらず、系統的・段階的な履修に支障が生じる件について次の通り勧告を付した。

- 1) 「商法」については選択必修科目となっており、この科目を学生が選択しない場合、商法の基礎知識の修得なく演習形式へ進むことに繋がるため、体系的な教育課程の編成、学生の系統的・段階的な履修に問題が生じる。他方で、「商法」を選択しない場合、「商法演習」については、手形・小切手法の内容がほとんど扱われていないことから、手形・小切手法の基礎知識の修得に問題が生じるため、改善されたい（評価の視点 2-2、2-5）。（認証評価結果 28～29 頁）

上記の勧告への対応状況として、当該法科大学院においては、2020 年度より従前の「商法」を廃止したうえで、既存の 1 年次配当必修科目である「会社法」（4 単位）を「商法」（4 単位）に変更し、商法全般を取り扱う内容とすることとした。それに対応すべく 2020 年度より学則を改正することについて、2019 年 10 月 23 日に開催の当該研究科教授会において審議・了承された。そして、次年度からの新たな「商法」（4 単位）の内容であるが、今回提出された「2020 年度法科大学院講義要項（「商法」）」を確認すると、通年 30 回の講義において商法全体をカバーしており、改善がなされたものと判断できる。

## ②一部授業科目の回数に関する件

認証評価結果では、11 科目において半期 90 分×15 回の講義が確保されていない件について次の通り勧告を付した。

- 2) 「知的財産法 1」「知的財産法 2」「経済法 1」「経済法 2」「労働法 1」「労働法 2」「倒産法 1」「倒産法 2」では第 15 回講義で最終試験が行われており、また、「現代法特殊講義（憲法訴訟）」（2018（平成 30）年度よりカリキュラムから削除）、「会社法発展講義」「比較法」「Legal Business English」では、第 15 回講義で 60 分の試験及び 30 分の解説講義が実施されており、15 回分の講義が確保されていないことについて、単位制の趣旨に鑑み早急に改善されたい（評価の視点 2-13）。（認証評価結果 29 頁）

上記の勧告への対応状況であるが、当該法科大学院においては、2019 年度より 15 回分の講義を確保するよう授業計画を改め実施している。そして、当該科目についての「2019 年度法科大学院講義要項」における各科目のシラバスを確認する限り、15 回目に試験及びその解説が行われなくなったことが確かめられた。ただし、「知的財産法 I」「知的財産法 II」「労働法 1」及び「労働法 2」は「まとめ」、「比較法」及び「Legal Business English」は「Course Review」となっており、15 回目に講義が行われていることは確認できるものの、その内容までは示されていない。

#### (4) 本協会法科大学院認証評価委員会の検証結果

本協会は、今年度、上記の対応状況について慎重に検証した結果、次のように判断した。すなわち、第1に、商法分野の科目に関する件に関しては、新たに設けられた「商法」(4単位)が商法全体を取り扱う内容とされており、改善が図られたものと認められる。第2に、一部授業科目の回数に関する件に関しては、基本的に15回分の講義を確保するようになっており、概ね問題は解消したものと認められるが、上記の通り一部の授業科目の15回目の内容は明らかでない。

以上の状況を総合的に勘案すると、認証評価で勧告を付した2つの事項に関しては、全体的に概ね改善がなされたものと判断されることから、次年度以降の報告は要請しないこととする。なお、15回目が「まとめ」や「Course Review」となっている一部の授業科目に関しては、当該法科大学院において内容の把握・管理が適切になされることが望まれる。